

賀茂環境衛生センター解体工事施工監理業務

発 注 仕 様 書

令和4年12月

広島中央環境衛生組合

第1章 一般仕様

1 適用

本仕様書は、広島中央環境衛生組合（以下「本組合」という。）が発注する「賀茂環境衛生センター解体工事施工監理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

本仕様書は、広島中央環境衛生組合が実施する賀茂環境衛生センターの解体工事（以下「本工事」という。）を円滑に完了するために、設計監理、工程及び安全等の施工監理を行うこと及び、解体・撤去工事の進捗に応じて環境モニタリング調査を実施し、適正な環境監理を目的とする。

3 業務名称

賀茂環境衛生センター解体工事施工監理業務

4 業務場所

東広島市西条町上三永
賀茂環境衛生センター

5 業務対象等

(1) 業務主体：広島中央環境衛生組合（施設1課）

(2) 業務対象：賀茂環境衛生センター

業務開始：令和5年1月（予定）

(3) 解体施設

ア ごみ処理施設（1・2号炉）

構 造：鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階/地上5階

処 理 能 力：150 t / 日（75 t / 24 h × 2 炉）

処 理 方 式：ストーカ方式

竣 工：昭和60年9月（平成16年9月改良）

イ ごみ処理施設（3号炉）

構 造：鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階/地上5階

処 理 能 力：150 t / 日（150 t / 24 h × 1 炉）

処 理 方 式：ストーカ方式

竣 工：平成13年3月

ウ し尿処理施設

構 造：鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階/地上5階

処 理 能 力：210kl / 日（105kl / 24 h × 2 系列） + 42kl / 日

処 理 方 式：高負荷脱窒素処理方式＋浄化槽汚泥専用前処理設備

竣 工：昭和60年9月（平成11年3月増設）

エ 管理棟

構 造：鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上2階

竣 工：平成13年3月

6 敷地面積等

敷 地 面 積：80,268.47㎡（ごみ処理施設、し尿処理施設及び管理棟を含む）

建 物 面 積：5,257.95㎡（ごみ処理施設、し尿処理施設及び管理棟を含む）

延 床 面 積：11,060.29㎡（ごみ処理施設、し尿処理施設及び管理棟を含む）

都市計画区域：都市施設（汚物処理場及びごみ焼却場）

7 解体撤去施設概要（全て停止中）

（1）共通設備（ごみ・し尿）

- ・計量設備（計量器、計量棟等）
- ・搬入道路（ランプウェイ）
- ・管 理 棟
- ・洗 車 場

（2）ごみ処理施設（1・2号炉）

- ・工場棟、外周道路
- ・煙突（煙突上部は閉鎖に伴い蓋を設置済み）
- ・受入供給設備（ごみ計量機、プラットホーム、投入扉、ごみピット、ごみクレーン、破碎機、ダンピングボックス等）
- ・燃焼設備（投入ホッパ、焼却炉本体、駆動用油圧ユニット、助燃バーナ、助燃油タンク、灯油移送ポンプ等）
- ・燃焼ガス冷却設備（ガス冷却施設、噴射水槽、噴射水ポンプ等）
- ・排ガス処理設備（集塵装置、塩化水素除去装置等）
- ・通風設備（押込送風機、後燃焼送風機、空気予熱器、誘引送風機等）
- ・灰出し設備（火格子落じんコンベア、灰押出機、主灰コンベア、ガス冷却灰コンベア、集じん灰コンベア、飛灰固化装置、灰ピット、灰クレーン等）
- ・給水設備
- ・排水処理設備
- ・電気設備
- ・計装設備ほか

（3）ごみ処理施設（3号炉）

- ・工場棟、外周道路（人工地盤を含む）
- ・煙突（煙突上部は閉鎖に伴い蓋を設置済み）
- ・受入供給設備（ごみ計量機、プラットホーム、投入扉、ごみピット、ごみクレーン、薬液

噴霧装置、可燃性粗大ごみ切断機等)

- ・ 燃焼設備 (ごみホッパ・シュート、燃焼装置、焼却炉本体、助燃装置、汚泥移送装置等)
- ・ 燃焼ガス冷却設備 (ガス冷却室、噴霧ノズル、減温塔等)
- ・ 排ガス処理設備 (集塵装置、有害ガス除去装置、窒素酸化物除去装置、活性炭吸着吹込み装置等)
- ・ 余熱利用設備 (温水発生装置、場内給湯用温水供給設備等)
- ・ 通風設備 (押込送風機、二次押込送風機、炉壁冷却用送風機、燃焼用空気予熱器、燃焼用空気予熱機用ダスト除去装置、通風ダクト、煙道、誘引送風機等)
- ・ 灰出し設備 (灰シュート、落じんコンベア、灰押出装置、灰出しコンベア、灰分散機、灰ピット、灰クレーン、飛灰処理装置等)
- ・ 給排水設備 (プラント用受水槽、プラント用高架水槽、プラント用揚水ポンプ、噴射水槽 (再利用水槽)、機器冷却水ポンプ、屋内消火栓ポンプ、灰汚水ポンプ、噴射水加压ポンプ、生活用高架水槽、冷却塔、洗車排水ポンプ等)
- ・ 共通機器設備 (雑用空気圧縮機、計装用空気圧縮機、手動洗車装置、自動窓洗浄装置等)
- ・ 電気設備
- ・ 計装設備ほか

(4) し尿処理施設

- ・ 受入・貯留設備 (沈砂槽、受入槽、前処理中継槽、繊維除去分離液槽、貯留槽、受入口、沈砂除去装置、受入槽攪拌ポンプ、破碎機、夾雑物除去装置、アルカリ洗浄装置、繊維除去装置投入ポンプ、繊維除去装置、し渣コンベア、貯留槽供給ポンプ、投入ポンプ、スクラム破碎ポンプ等)
- ・ 予備受入・貯留設備 (予備沈砂槽、予備受入槽、予備貯留槽、移送ポンプ、汚水ポンプ、定量ポンプ等)
- ・ 高負荷処理設備 (第1反応槽、曝気槽、第2反応槽、混和槽、凝集槽、凝集沈殿槽、接触槽、処理水貯留槽、第1反応槽攪拌装置、曝気ブロワ、曝気循環ポンプ、第2反応槽攪拌装置、主循環ポンプ、pH調整装置、メタノール注入装置、曝気槽消泡装置、消泡剤注入装置、チリングユニット、熱交換器、冷却循環ポンプ、固液分離装置供給ポンプ、固液分離装置、ポリマ注入装置、返送汚泥ポンプ、分離液移送ポンプ、混和槽攪拌機、凝集槽攪拌機、凝集沈殿槽内部装置、凝集汚泥引抜ポンプ、硫酸バンド注入装置、処理水移送ポンプ、プラント給水ポンプ等)
- ・ 浄化槽汚泥処理 (前曝気槽、混和凝集槽、固液分離槽、分離液槽、混和放流槽、濃縮槽、曝気ブロワ、薬品注入装置、混和槽攪拌装置、固液分離槽汚泥搔寄機、分離液移送ポンプ、汚泥引抜ポンプ等)
- ・ 消毒・放流設備 (再利用水槽、消毒剤注入装置、圧送ポンプ等)
- ・ 汚泥処理設備 (汚泥濃縮槽、分離液槽、濃縮汚泥槽、汚泥貯留槽、凝沈濃縮汚泥移送ポンプ、汚泥供給ポンプ、脱水助剤注入装置、脱水機、脱水汚泥コンベア、脱水汚泥ホッパ、脱水汚泥供給ポンプ、汚泥乾燥機、乾燥汚泥コンベア等)
- ・ 脱臭設備 (中濃度臭気ファン、薬品洗浄塔、薬品注入装置、中濃度活性炭吸着塔、低濃度

臭気ファン、低濃度活性炭吸着塔等)

- ・電気計装設備
- ・配管・弁類

8 工期（解体・撤去工事：予定）

工期：約33ヶ月

着工：広島中央環境衛生組合議会の議決のあった日の翌日から

竣工：令和7年9月30日まで

9 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで

10 管理技術者及び照査技術者等の要件

配置技術者の要件は次のとおりとし、各技術者の兼任は認めない。

(1) 管理技術者

- ア 技術士法に定める技術士で衛生工学部門（廃棄物・資源循環）の資格保有者。
- イ 平成24年4月1日から入札公告までに、環境省循環型社会形成推進交付金事業の経験を有する者。
- ウ 広島県内の本社、支店又は営業所に常時勤務している者。
- エ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が3ヶ月以上経過していること）にある者。

(2) 照査技術者

- ア 技術士法に定める技術士で衛生工学部門（廃棄物・資源循環）の資格保有者。
- イ 広島県内の本社、支店又は営業所に常時勤務している者。
- ウ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が3ヶ月以上経過していること）にある者。

(3) 建築技術者

- ア 建築士法に定める1級建築士の資格保有者。
- イ 広島県内の本社、支店又は営業所に勤務している者。
- ウ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が3ヶ月以上経過していること）にある者。

(4) アスベスト調査技術者

- ア 特定建築物石綿含有建材調査者の資格保有者。
- イ 広島県内の本社、支店又は営業所に勤務している者。
- ウ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が3ヶ月以上

経過していること)にある者。

(5) 水質調査技術者

ア 環境計量士(濃度関係)の資格保有者。

イ 広島県内の本社、支店又は営業所に勤務している者。

ウ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係(本業務契約時点で雇用契約が3ヶ月以上経過していること)にある者。

11 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

施工監理報告書(各年度)	: 2部(A4サイズ)
環境モニタリング調査結果報告書	: 2部
原稿、原図(電子データ)	: 一式

12 適用範囲

本仕様書は、委託業務の基本的内容について定めるものであり、本業務の目的達成のために必要な資料及び書類、または業務遂行の性質上当然必要と思われるものについては、本仕様書に明示されていない事項でも本業務受託者(以下「受託者」という。)の責任においてすべて完備しなければならない。

13 手続き書類の提出

受託者は業務の開始及び完了にあたって次の書類を提出しなければならない。

(1) 業務の開始

- ア 業務着手届
- イ 業務計画書及び工程表
- ウ 配置技術者届及び経歴書
- エ 業務委託費内訳書
- オ その他必要となる書類

(2) 業務の完了

- ア 業務完成通知書
- イ 成果品一式
- ウ 業務に係る資料、データ、図書等
- エ その他必要な書類及び打合書類等綴

必要部数については本組合で指示する。また、完成書類は原則として電子データで作成するものとする。

また、提出書類はA4版を標準とし、図面及び資料については本組合で指示する。

14 関係官公庁等の協議

受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合は、誠意をもってその対応を行うものとする。

15 業務の完了

本業務の完了は次の項目を終了した時点とする。

- (1) 本業務に関するすべての図書一式の提出が完了すること。
- (2) 上記の図書類について本組合の検査が完了すること。

16 その他

(1) 受託者の遵守事項

受託者は次の事項を遵守しなければならない。

- ア 受託者は業務の詳細について常に本組合担当員と連絡をとり、十分に打合せをして業務の目的を達成しなければならない。
- イ 受託者は本業務について中立性を有し、知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(2) 疑義

受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示なき項目について疑義のあるときは速やかに本組合担当員と協議の上、本組合の意図を十分に理解し、本組合の指示に従い、本業務を遂行するものとする。

(3) 変更

- ア 業務遂行期間中に提出書類の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合及び提出書類によっては本計画を遂行することができない箇所が発見された場合は、提出書類に対する変更を受託者の責任において行うこととする。
- イ その他本計画の遂行にあたって変更の必要が生じた場合は、本組合の定める契約事項または指示によるものとする。

(4) 関係法令等の遵守

本業務の遂行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類の発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）」及び「ごみ処理施設性能指針」によるほか、旧「ごみ処理施設構造指針」及び下記の諸法令、規格等に準拠すること。

ア 公害防止関係

- ① 環境基本法
- ② 循環型社会形成推進基本法
- ③ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ④ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑤ ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑥ 大気汚染防止法
- ⑦ 水質汚濁防止法
- ⑧ 騒音規制法
- ⑨ 振動規制法

- ⑩ 悪臭防止法
- ⑪ 土壌汚染対策法
- ⑫ 広島県生活環境の保全等に関する条例
- ⑬ 廃棄物焼却施設内作業におけるダスト類ばく露防止対策（基発0110第1号）
- ⑭ 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（公益社団法人 日本保安用品協会）
- ⑮ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- ⑯ 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル
- ⑰ アスベスト分析マニュアル

イ 機械電気関係

- ① 日本産業規格（JIS）
- ② 労働安全衛生法
- ③ 電気事業法
- ④ 電気設備技術基準（経済産業省）
- ⑤ 日本電機工業会規格（JEM）
- ⑥ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ⑦ 工場電気設備防爆指針（労働安全衛生総合研究所）
- ⑧ 電気用品安全法
- ⑨ 日本電線工業会標準規格（JCS）
- ⑩ 電気設備に関する技術基準を定める省令、内線規程
- ⑪ 電力会社供給約款
- ⑫ 電気通信事業法
- ⑬ 高圧ガス保安法
- ⑭ 計量法
- ⑮ クレーン等安全規則
- ⑯ クレーン構造規格
- ⑰ 日本照明工業会規格
- ⑱ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

ウ 土木建築関係・その他

- ① 建築基準法
- ② 消防法
- ③ 建設業法
- ④ 都市計画法
- ⑤ 作業環境測定法
- ⑥ 水道法
- ⑦ ガス事業法
- ⑧ 労働安全衛生法
- ⑨ 宅地造成等規制法
- ⑩ 土木工事標準示方書、コンクリート標準示方書

- ⑪ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版
- ⑫ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版
- ⑬ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版
- ⑭ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版
- ⑮ 日本建築規格及び鋼構造計算規準
- ⑯ 鉄筋コンクリート構造計算規準
- ⑰ 道路法
- ⑱ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ⑲ 広島中央環境衛生組合建設工事執行規則
- ⑳ その他関係諸法令等

(5) 打合資料の提出

本業務の遂行にあたって、本組合と打合せた事項についてはその内容を記載した記録書類を作成し、打合せごとに提出するとともに、業務完了時に提出することとする。

(6) 業務の完了について補足事項

業務完了後も訂正、記載漏れ等の不備が発見され、または関係機関からの資料提出または内容変更等の要望に対しては速やかに対応することとする。

(7) 資料の貸与

本業務の遂行上必要なまたは利用可能な資料で、本組合が所有しているものについては貸与する。この場合、受託者において借用書を提出するとともに、業務の完了に際しては返却を行うものとする。

(8) 受託者は、業務の進捗状況に応じて適宜本組合に中間報告を行うこととする。また、本組合にとって早急に必要と思われる資料については、業務の終了を待たず、中間報告として速やかに提出することとする。

(9) 受託者は、委託業務期間中において本組合が指示した場合または受託者が必要な場合は適宜打合せ会議を持ち、責任をもっと円滑な業務遂行を行うこととする。

(10) 業務遂行にあたっての不明な点は、本組合に十分確認することとする。

第2章 特記仕様

1 工事関連図書等審査業務

本業務は、解体工事の受注者（以下「工事受注者」という。）が作成した工事関連図書等の内容が、解体工事発注仕様書や関係法令等に適合しているか審査し、本組合に報告の上、適切な助言、指導を行うものとする。

(1) 施工承諾図書審査

施工に当たり工事受注者より提出される施工承諾図書について、解体工事発注仕様書や関係法令等との適合性等の面から審査するものとし、審査対象の図書は以下を標準とする。

- ア 図書目録及び図書提出予定表
- イ 施工計画書
- ウ 施工要領書
- エ 各種計算書、検討書
- オ 安全管理要領書
- カ 性能試験実施要領書
- キ 仮設計画書
- ク その他本組合が指示する図書

(2) 工事検査図書審査

工事の検査に当たり工事受注者より提出される工事検査図書について、解体工事発注仕様書、施工承諾図書や関係法令等との適合性等の面から審査するものとし、審査対象の図書は以下を標準とする。

- ア 契約関係書類（工事着手届、技術者に関する書類等）
- イ 施工計画書
- ウ 施工体制台帳・施工体系図
- エ 工事現場組織表
- オ 下請人選定通知書
- カ 建設業退職金共済証紙受払簿
- キ 安全関係書類
- ク 打合議事録
- ケ 工事日報、月間及び週間工程表、月間工事進捗状況報告書
- コ 現場立合い検査願
- サ 連続測定モニタリング報告書
- シ 納品書及び出荷証明書
- ス 廃棄物処理契約書、マニフェスト
- セ 各種分析結果一覧表及び報告書
- ソ 出来高検査内訳書
- タ 全体内訳書（単価表・見積等も含む）
- チ 残置物に関する竣工図等

- ツ 地元住民説明会資料
- テ その他本組合が指示する図書
- (3) 届出書等審査
 - 施工に当たり工事受注者より提出される「工事施工に関する各種届出及び許認可申請図書」について、解体工事発注仕様書や関係法令等との適合性等の面から審査するものとする。
- (4) 報告、指示
 - ア 各図書の審査結果は書面をもって本組合へ報告し、承諾を得るものとする。
 - イ 受託者の監理員が工事受注者へ直接指示した場合は、その内容を速やかに本組合の監督員へ報告し、承諾を得るものとする。
 - ウ 是正等の処置については、本組合の監督員の指示によるものとする。
- (5) 月報の作成
 - 受託者は、月ごとに業務月報を作成し提出するものとする。

2 施工監理業務

本業務は、工事着手から完成検査までに本組合が実施する監督業務を専門的、技術的立場から、支援、代行し、本組合と工事受注者との契約が適正かつ円滑に遂行されるよう非常駐の工事監理を行うものとする。

(1) 工事監理項目

実施される解体工事が、解体工事発注仕様書や関係法令等、また、工事受注者より提出される施工承諾図書等に従い適正に遂行されるよう、工事監理を行うものとし、工事監理項目は以下を標準とする。

なお、「施工立会」の重点部分とは以下を標準とするが、本組合との協議により設定するものとする。

ア 重点部分の施工立会

- ① 調査に係る主要箇所のサンプリング確認
- ② 主要箇所の汚染物除去及び有害物質の除去確認
- ③ その他の解体工事の主要箇所の施工確認

イ 作業及び周辺環境への対策

ウ 工事内容の変更に係る事項の確認

エ 出来高検査及び完成検査の対応

オ 地元住民説明会の対応

カ その他の工事監理に必要な業務

(2) 報告、指示

ア 工事監理結果は書面をもって本組合へ報告し、承諾を得るものとする。

イ 受託者の監理員が工事受注者へ直接指示した場合は、その内容を速やかに本組合の監督員へ報告し、承諾を得るものとする。

ウ 是正等の処置については、本組合の監督員の指示によるものとする。

(3) 月報の作成

受託者は、月ごとに業務月報を作成し提出するものとする。

3 その他の業務

本工事は循環型社会形成推進交付金事業として実施するため、交付金等対象事業に関する要綱及び要領並びに関係通知等に基づき、交付申請及び実績報告等の作成を支援すること。また、広島県（循環型社会課）が各年度末及び竣工時に実施する循環型社会形成推進交付金検査に立会い、適切なアドバイスの提供を行うこと。

4 環境モニタリング調査

受注者は、解体・撤去工事の進捗に伴い、環境モニタリング調査を実施すること。環境モニタリング調査は、賀茂環境衛生センター解体工事が周辺環境に影響を及ぼすおそれのある水質及び地下水について、現状や環境基準等との比較を行い、工事における周辺環境への影響の監視を目的とする。

(1) 調査内容

調査項目及び内容等は表-1、調査地点図は図-1及び図-2に示すとおりとする。

表-1 現地調査の内容等

調査項目		調査方法	調査項目	調査地点	調査頻度
水質	環境基準項目	水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環告59号）に定める方法	人の健康の保護に関する環境基準27項目 ^{※1} ダイオキシン類	2地点 [上流, 下流] (図-1参照)	4回 (事前1回) (解体中2回) (確認1回)
地下水	飲用水質項目	水道法に基づく「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく方法	飲用水(原水) 38項目 ^{※2}	1地点 [飲用井戸] (図-2参照)	4回 (事前1回) (解体中2回) (確認1回)

※1：水質汚濁に係る環境基準項目（人の健康の保護に関する項目）27項目

カドミウム、全アン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジメチル

※2：飲用水（原水）38項目

一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸性窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、砒素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジメチル、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度

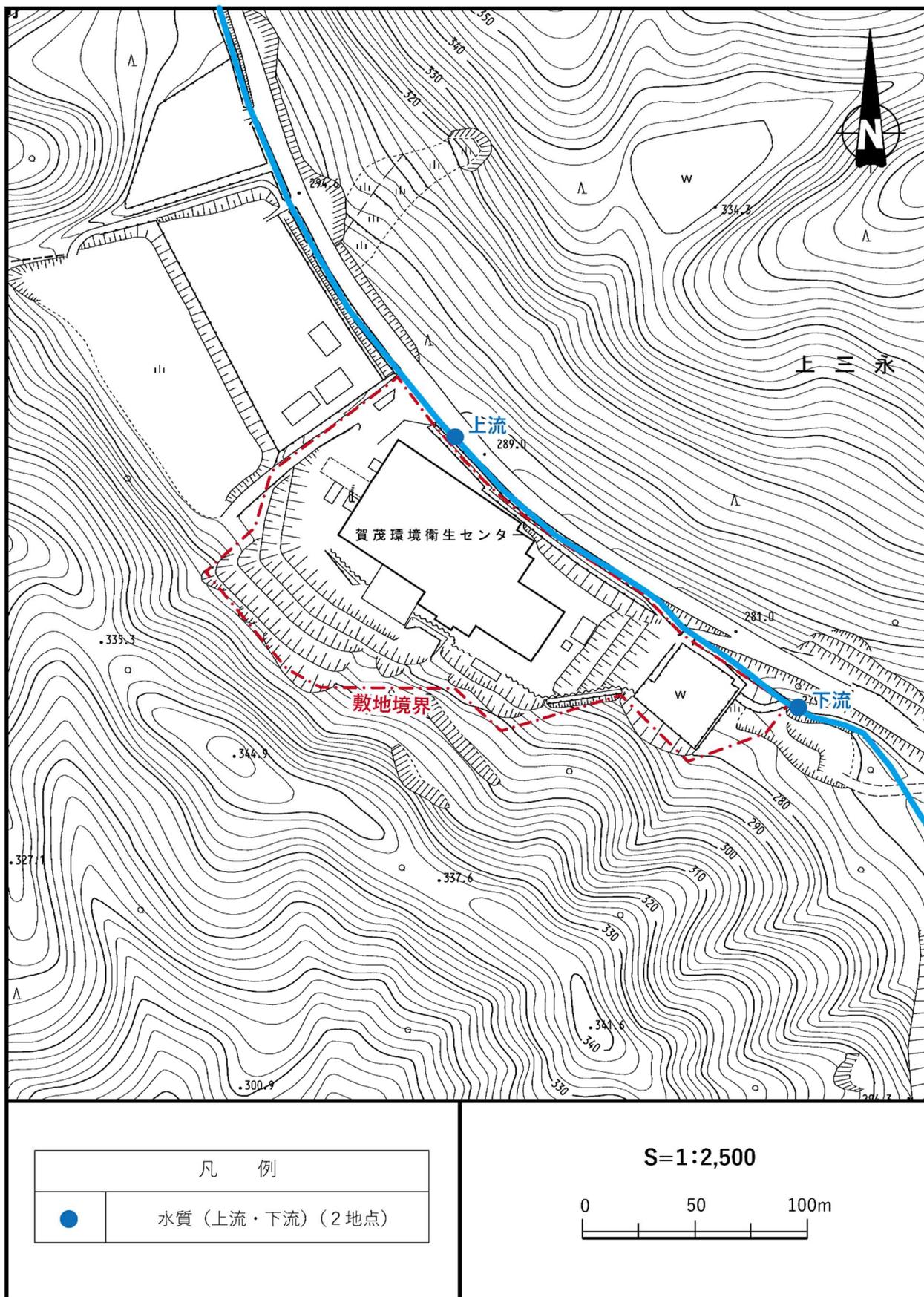


図-1 水質調査地点

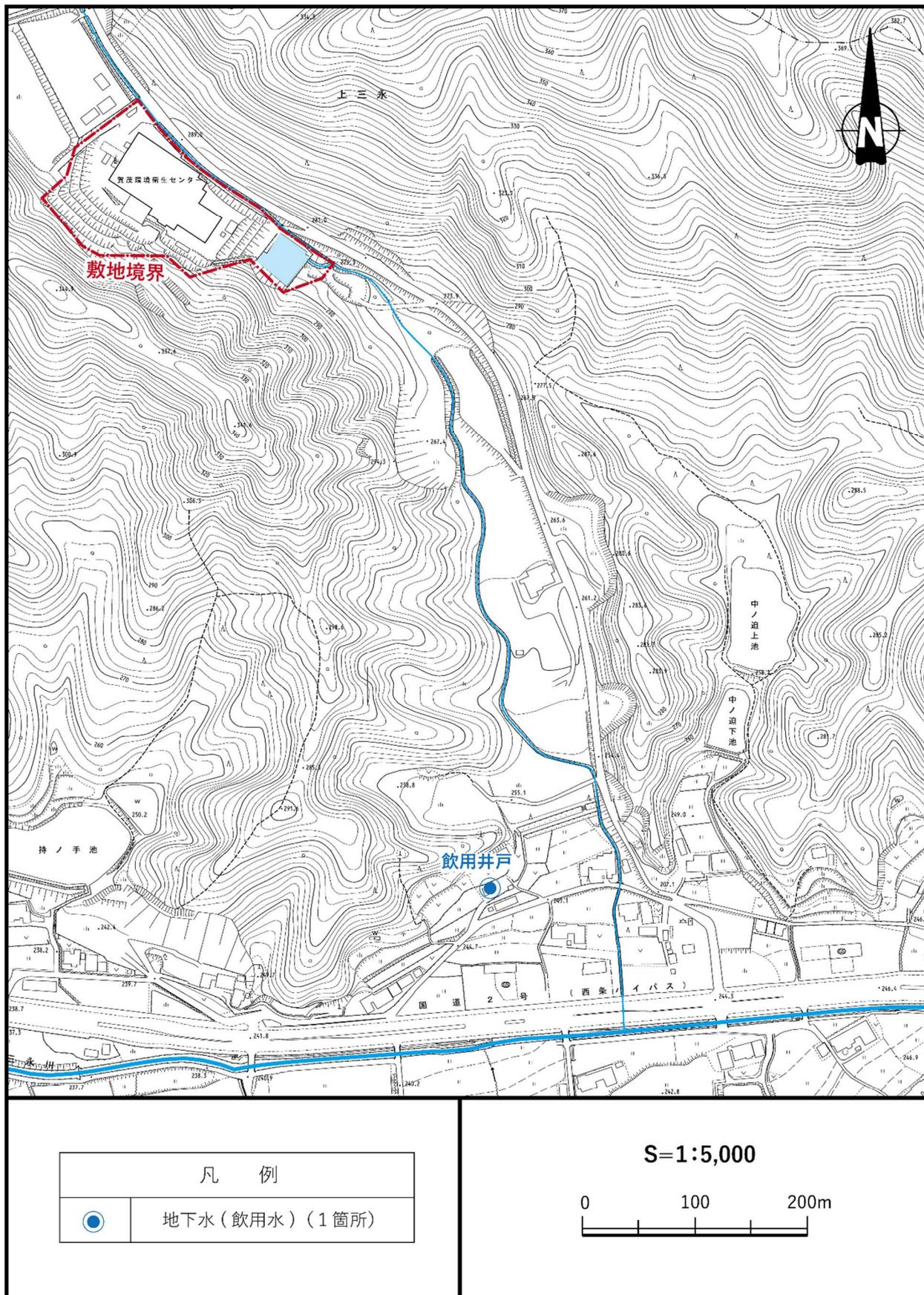


図-2 地下水調査地点

(2) モニタリング調査報告書作成調査内容

調査結果は、環境基準値等との比較を行い、報告書の作成を行う。

(3) その他特記事項

貸与を受ける場合は、借用書の提出または借用簿の記載を必要とする。なお、貸与品については、業務完了時に速やかに返却すること。

(4) 業務上の留意事項

ア 当業務にて知り得た情報を発注者の許可なく第三者へ提供しないこと。

イ 成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、本組合に帰属する。これら成果品の第三者への提供や内容の転載は本組合の承諾を必要とする。

ウ その他、本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、本組合と協議し、その指示に従わなければならない。